

1

保育所・認定こども園と 子育て支援

子育てを保護者だけで担うのではなく、社会全体で支えるために、どんなことができるでしょうか。社会の子育ての一つとして、保育所、幼稚園、認定こども園など、施設の利用が考えられます。では、その違いは何でしょうか。法律的には、幼稚園は文部科学省の管轄で、保育所と認定こども園は令和5年4月1日に発足したこども家庭庁の管轄になります。保育所は保護者の就業や、介護、病気など、保育を必要とする事由がある場合に、保護者に代わって保育を行う場で、0歳から入所可能です。保育所の保育内容に関しては、「保育指針」というものが決められています。それにも教育に関する部分があり、幼稚園の「教育要領」と共通する内容があります。対して幼稚園は、教育の場としての役割を担い、3歳から小学校就学前の児童が対象です。また、認定こども園は、保育所と幼稚園の両方の機能を併せ持つ施設になります。他にも、平成27年度に始まった0歳から2歳児を対象とする地域型保育施設や、認可外保育施設など、施設利用にも様々な選択肢があります。

入所申請の方法は、希望先によって異なります。幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の場合は、入所を希望する園へ

申し込むことになります。保育所・認定こども園（保育所部分）の場合は、入所を希望する園または各区役所保健こども課保育担当窓口で申し込むことになります。保育所の入所申し込みについては、市政だよりや熊本市ホームページなどをご覧ください。か、お近くの区役所保健こども課保育担当窓口

に直接ご相談ください。

（保育所入所お問い合わせ先）

中央区役所保健こども課（電話 096-328-2421）

東区役所保健こども課（電話 096-367-9130）

西区役所保健こども課（電話 096-329-6838）

南区役所保健こども課（電話 096-357-4135）

北区役所保健こども課（電話 096-272-1104）

自宅の近くの保育所や幼稚園を教えてもらって、見学や相談に行きましょう。各施設で特色や取り組みの違いがあります。育児の相談に乗ってくれたり、手助けをしてくれたりするところもあるようです。さらに、病児病後児保育といった制度もあります。かかりつけの小児科でもお気軽にご相談ください。



一口メモ

夜泣き

赤ちゃんが泣き止まないと、不安になりますね。「泣き」には2つの山があります。生後2か月をピークとする「たそがれ泣き」と、生後5～7か月から始まる「夜泣き」です。後者の「夜泣き」の時期は、睡眠が不安定で目が覚めやすく、環境による影響を受けやすいことも一因です。①睡眠のリズムをつける②照明は暗くする（テレビの音も静かに）③授乳、おむつ交換で快適にするなど、環境を整えてみましょう。抱っこで静かに揺れる、外の空気に触れる、車のドライブなども有効です。成長と共に自然に良くなりますが、保護者には大変な時期。困った時はかかりつけ医、保健師、周囲の方々へ相談してみましょう。